

サービス利用規約（回線プラン型）

第1章 総則

第1条（会員規約）

1. この規約（以下、「本規約」といいます。）は、第2章のネット詐欺相談サービス、第3章のネット詐欺保険及び第4章のモバイル修理サポート（以下、ネット詐欺相談サービス、ネット詐欺保険とモバイル修理サポートを合わせて「本サービス」といいます。）を、第2条の会員が利用するにあたって適用されます。
2. ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、「当社」といいます。）は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、この規約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、当社または保険会社、その他委託事業者の事情により本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
4. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了する場合は、当社が指定するウェブサイト等によりその旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 前項により当社が本サービスの提供を終了した場合、当社は会員に対し、何ら責任を負わないものとします。

第2条（会員及び契約成立）

1. 会員とは、本規約に同意の上、ウェブサイトにて本サービスの加入手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいい、加入日をもって契約が成立するものとします。ただし、当社が申込みを承諾しない旨を通知した場合は、加入日に遡って無効となります。
2. 会員は、本サービスの加入手続をした時点で、本規約の内容を承諾しているものとみなします。
3. 会員は、会員登録において真正で最新の情報を入力するものとします。また、登録した情報に変更が生じた場合、会員は本サービスの定める所定の手続きに従い変更後の情報を登録するものとします。会員が登録した情報が虚偽又は最新でなかったために会員に対する通知が到達しなかった場合といえども、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、当社は、会員が登録した情報が虚偽又は最新でなかったために会員に発生した損害又は不利益に対して一切責任を負いません。

4. 会員自身が申込時に登録された住所地にある本サービスの対象となる物件（以下、「対象物件」といいます。）に居住せず、対象物件に居住される会員以外の方が本サービス利用を希望する場合、会員による当社への事前登録において、対象物件に居住される方を本サービス提供対象者（以下「対象者」といいます。）として指定することにより、当該対象者が本サービスを利用することができます。この場合、対象者は本規約の内容を十分理解するものとし、会員は対象者にその内容を理解させ、対象者に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。また、第4条第エラー！参照元が見つかりません。項に定める同居家族が利用する場合にも、会員は、同居家族にその内容を理解させ、同居家族に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。
5. 本サービスの提供先は、1契約につき対象物件1件です。

第3条（譲渡禁止等）

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条（利用者）

1. ネット詐欺相談サービス及びネット詐欺保険は、会員及び会員の同居家族（以下「会員等」といいます。）が利用することができます。法人は会員等になることができません。
2. モバイル修理サポートは、会員1名のみが利用することができます。

第5条（会費）

1. 本サービスの会費は以下の通りで、会員は当社指定の方法で支払うものとします。
回線プラン：月額550円（税込）
2. 支払済みの会費は、退会、会員資格の終了、その他理由を問わず、返金には応じられません。
3. 会費の対象期間は当該月の1日から末日までとします。例えば、1月の会費は1月1日から1月31日までを対象期間とします。
4. 各月1日の午前0時時点では会員であった場合は、会員は当該月の会費を支払わなければなりません。会費の日割り計算は行いませんので、当該月の途中で退会したとしても、当該月の会費の返金には応じられません。

第6条（会費の支払い方法）

1. 会費の支払い方法は、クレジットカード払いまたはキャリア決済とし、当社指定の方法で支払うものとします。
2. 本サービスの会員登録に必要なクレジットカード情報取得及び管理は、当社がPCI DSSに

完全準拠している株式会社ペイジェントに委託するものとします。

3. 本サービスの運営における、会員のクレジットカード情報は、株式会社ペイジェントが取得・管理をするため、当社はクレジットカード情報を保持いたしません。
4. 会員登録可能なクレジットカード情報は、サービスサイトをご確認ください。
5. 会員登録における会員とクレジットカード会社その他の第三者との間で紛争が発生した場合、当社は関与せず、会員自身の責任で解決をするものとします。
6. 会費は加入日の翌々月 1 日から課金され、以降毎月課金されます。
7. 当社が当該月の課金を行ったにもかかわらず未収となった場合は、当社は再課金を行いません。

第7条（有効期間）

1. 本サービスの有効期間は、加入日の翌月 1 日からその月末までとし、会員または当社から特段の意思表示がない限り、1か月毎に自動更新されるものとします。
2. 当該月の会費が未収となった場合は、前月末日をもって有効期間が終了します。例えば、2 月分の会費が未収となった場合は、1月 31 日 24 時をもって有効期間が終了します。
3. 会員が退会手続きを行った場合は、退会手続き当月末日の 24 時をもって有効期間が終了します。

第8条（通知方法）

1. 本サービスに関する会員の通知等は原則、最新の会員登録情報におけるメールアドレス宛への電子メールの送付により（ただし、状況により本サービスが適当と認めるその他方法によります。）行うものとします。
2. 通知を電子メールで行う場合、本サービスが前項のメールアドレス宛に当社がメール送信し、会員が当該メールを閲覧可能になった時、又は当社がメールを送信してから 24 時間後のいざれか早い時点に通知が到達したとみなされます。
3. 当社は、会員に対して本サービスに関する通知、確認、キャンペーン、広告宣伝等のための電子メール・ダイレクトメール等の送付や電話連絡を行うことがあります。

第9条（退会手続き）

1. 本サービスは、会員登録後に会員より退会の申し出があった場合でも、サービス有効期間終了までサービスの継続ご利用が可能となるため、サービス有効期間中の月額利用料の返金はできません。
2. 本サービスの退会とは、次月度更新に関する会費の自動更新を停止させることを指します。
3. 会員は退会を希望する場合、会員専用のマイページサイトからログイン後に、退会の届け出をすることにより、次月度の自動更新を停止させることができます。

第10条（会員情報変更の届出）

1. 会員本人に養子・婚姻等、戸籍の変更が生じた場合は、ウェブサイトにて変更の届出を行ってください。
2. 会員は、前項のほか、住所や連絡先その他の当社への届出内容に変更があった場合には、ウェブサイトにて速やかに変更の届出を行うものとし、届出がなかったことで会員が被る不利益は会員に帰属し、当社は損害賠償の責めを負わないものとします。

第11条（個人情報保護）

1. 当社、保険会社及び業務提携先は本サービスの運営において知り得た会員等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。
 - (1) 当社事業活動における各種サービスを提供するため
 - (2) 会員等に対し当社の各種営業情報及び販促品等を提供するため
 - (3) (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
 - (4) 会員等から頂いたご意見、ご要望にお応えするため
2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
 - (1) 会員等が同意している場合
 - (2) 個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
3. 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を第三者と共同で利用する場合があります。
4. 当社は、会員等またはその代理人から、会員等の個人情報の開示もしくは利用の停止、削除、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続に従ってこれに応じることとします。なお、当社の会員等の個人情報の取扱いにつきましては、プライバシーポリシー (<http://www.jbr.co.jp/privacy/>) をご確認ください。

第12条（会員資格の喪失）

会員等が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員等としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

- (1) 不正な行為があった場合
- (2) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- (3) 本サービス利用時において、当社、保険会社及び当社の業務委託先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社、保険会社及び当社の業務委託先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合

- (4) 対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (5) 本サービスを行う際に、当社、保険会社及び当社の業務委託先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- (6) 暴言・暴力やハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
- (7) 暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合
- (8) 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
- (9) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。
 - (1) 会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (2) 会員等が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為
 - ③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
2. 当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は

会員がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第14条（規約の変更）

当社は本サービスの運営上必要と判断した場合、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。なお、その場合は、当社は会員に対し、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により変更内容を通知又は公表し、通知又は公表した日より14日経過後に、本規約内容の変更は効力を生じるものとします。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。

第15条（裁判管轄）

本サービスに起因して当社と会員の間で生じた紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 ネット詐欺相談サービス

第16条（ネット詐欺相談サービスの内容）

- 当社及び業務提携先は、当社所定の方法により、会員等から次のいずれかの相談を受けた際、当社の見解及びアドバイスをもって、トラブル解決のサポートを行うものとします。
 - ネット詐欺被害に遭わぬための対策の相談
 - 特定のウェブサイトやメールがネット詐欺被害を誘発するリスクが高いか否かの相談
 - ネット詐欺被害に遭った後の対応の相談
 - ネット詐欺保険の申請に関する相談
- 前項のトラブル解決のサポートは、弁護士その他の法律専門家によって行なわれる法律相談ではなく、法律相談等以外の情報提供その他の一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、当社及び業務提携先が会員等に代わって、第三者との交渉等を行うことは一切ありません。
- 特定のウェブサイトやメールがネット詐欺被害を誘発するリスクが高いか否かについては、URLやメールアドレスの構成等より、意図した利用であるか否かを判断するポイントや、セキュリティ上のアドバイスを行うものになります。
- 会員等は、当社所定の方法により、当社が制作した「ネット詐欺対策動画」を閲覧することができます。

第17条（ネット詐欺相談サービスの免責事由）

下記の事項に該当する場合、ネット詐欺相談サービスの提供をお断りします。

- (1) 会員等以外からの相談
- (2) 会員等以外の者が被る被害に関する相談
- (3) 有効期間外に生じた事案に関する相談
- (4) 会員等が不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
- (5) 会員等が本規約外の目的で利用しようとした場合
- (6) ネット詐欺相談サービス利用時において、当社及び当社の業務委託先に対して、電話を長時間掛け続ける、メールを大量に送る、必要以上に頻繁に電話を掛ける等の行為を行い、当社及び業務委託先の業務を妨害または業務に支障を与えるおそれが生じた場合
- (7) 会員等の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正にネット詐欺相談サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (8) 会員等が本規約に反した場合
- (9) その他当社が会員等として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第18条（ネット詐欺保険の無償提供）

- 1. 当社は、当社が推奨する対策を会員等が講じていたにもかかわらず、ネット詐欺被害に遭った場合に備えて、当社が保険契約者、会員等が被保険者となる、第3章のネット詐欺保険に加入し、保険料は全額当社が負担します。
- 2. 当社は、会員等に生じた損害や被害に関して、前項以外の責任を負わないものとします。

第3章 ネット詐欺保険

第19条（ネット詐欺保険の内容）

保険会社は、別紙に定める「ネット詐欺保険」提供条件に従い、補償条件に合致する場合に会員等に保険金を支払います。

引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社（以下、「保険会社」といいます。）

保険契約者：当社

被保険者：会員等

保険の正式名称：ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険

第20条（ネット詐欺保険の利用手続き）

- 1. 会員等が保険金の請求を行うときは、別紙に定める方法により、保険会社に申請するものとします。
- 2. 保険会社は、会員等から保険金の請求の申請を受けたときは、保険会社所定の方法により補償事故等の事実を調査します。
- 3. 前項に定める保険会社が行う調査において、会員等から各種情報の提供をしていただく可能性があります。また、当該調査に協力しなかった場合、補償の履行が遅延または不可と判

断される場合があります。

第21条（営業活動の禁止）

会員等は、ネット詐欺保険を使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることはできません。

第22条（必要書類等の準備）

会員等は、自己の責任において、ネット詐欺保険を利用するため必要な情報等を保持し管理するものとします。

第23条（ネット詐欺保険の利用停止）

1. 当社は、会員等が次のいずれかに該当するときには、ネット詐欺保険の利用を停止することがあります。
 - (1) 会員等が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で故意に支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - (2) 会員等が保険金の請求にあたり、詐欺行為（未遂を含む）があった場合
 - (3) ネット詐欺保険に関連して虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (4) 第21条（営業活動の禁止）の規定に違反する行為を行ったと当社が認めたとき。
 - (5) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (6) その他本規約に反する行為であって、ネット詐欺保険に関する当社の業務の遂行に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (7) その他当社に損害を与える行為を行ったとき。
2. 当社は、何ら催告なく、前項の規定によりネット詐欺保険の利用停止をすることができるものとします。

【別紙】「ネット詐欺保険」提供条件

ネット詐欺保険の正式名称は「ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険」であり、ネット詐欺・脅迫による被害補償と自宅内の家財の盗難補償が付いています。

1. ネット詐欺・脅迫による被害補償

(支払事由)

ネット詐欺・脅迫による被害（注1）によって、被保険者に生じた財産的損害（注2）に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が被害を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出または警察相談を行い、被害届の受理番号または警察相談の管理番号が発行された場合に限ります。

（注1）相手方が電磁的方法を用いて、故意に被保険者をだましたり、脅かしたりした結果、被保険者が自発的（注3）に動産（金銭を含みます）を相手方へ送り、動産が盗取または詐取され、被保険者の財産的損害が生じたことをいいます。

（注2）金銭に換算できる損害をいいます。休業損害や逸失利益など間接的な損害は含まれません。また、決済事業者等または取引仲介事業者等による補償がある場合は、補償適用後の被保険者負担分となります。

（注3）被保険者が自覚している場合のほか、決済事業者等または取引仲介事業者等が「被保険者による自発的な行為」と判断して補償をしないことにより、被保険者の財産的損害が生じた場合も含まれます。

(損害額の決定)

- (1) 金銭の財産的損害の額は、日本円に換算した額とします。
- (2) 金銭を除く動産の財産的損害の額は、取引の相手方から動産の対価として受け取る予定だった額とします。受け取る予定だった額が不明な場合は、動産の再調達価額によって定めます。

(お支払いする保険金の額)

保険会社は、下表の通り保険金をお支払いします。

会員等の被害額	お支払いする保険金の額
13,000円以上	10,000円
3,001円から12,999円	被害額から3,000円を引いた額
3,000円以下	0円

(ネット詐欺保険の免責事由)

- (1) 保険会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- (ア) 決済事業者等または取引仲介事業者等（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- (イ) 被保険者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が相手方となつて行い、または加担したネット詐欺・脅迫による被害。
- (ウ) 被保険者と相手方が共謀したネット詐欺・脅迫による被害。
- (エ) 対象期間の開始前または終了後に生じた、ネット詐欺・脅迫による被害。
- (オ) 相手方が、電磁的方法を用いていない状況で生じた被保険者の被害。
- (カ) 相手方が、故意に被保険者をだましたり、脅かしたりしていない状況で生じた被保険者の被害。
- (キ) 保険契約者、被保険者、決済事業者等、取引仲介事業者等、またはこれらの者の使用人またはこれらの者から業務委託を受けた者からの情報の流出によって生じた被保険者の被害。
- (ク) 被保険者の精神的被害や身体的被害、およびこれらを原因とした財産的損害。
- (ケ) フィッシング詐欺や不正アプリ被害等により、被保険者の情報（ID・パスワード等）が盗まれ、相手方が被保険者の金銭を不正に送金したこと、その他相手方の不正行為（クレジットカード情報の不正利用やスマホ決済の不正利用等を含む）による被保険者の被害。
- （2） 保険会社は、被保険者が、同一の相手方から複数回の財産的損害を被った場合は、2回目以降の財産的損害に対しては、保険金をお支払いしません。

2. 自宅内の家財の盗難補償

（支払事由）

日本国内において、盗難によって動産に生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出を行い、受理された場合に限ります。

（お支払いする保険金の額）

10万円を上限とし、被害額を補償します。

（家財の盗難補償の免責事由）

（1） 保険会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

（ア） 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重

大な過失または法令違反。

(イ) 被保険者でない者（以下「甲」といいます。）が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、甲または甲の法定代理人（甲が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、甲の他に保険金を受け取るべき者（以下「乙」といいます。）がいる場合には、乙が受け取るべき保険金については、お支払いします。

(ウ) 動産の使用もしくは管理を委託された者、または被保険者と生計を共にする者の故意。

(エ) 動産の紛失または置き忘れ。

(オ) 次のいずれかの事故の際における動産の紛失または盗難。

① 火災

② 落雷

③ 破裂または爆発。

④ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

⑤ 風災、ひょう災、雪災。ただし、入居物件またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。

⑥ 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

⑦ 騒じょうおよびこれに類似の集団行為（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたり平穏が害されるか被害が生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為。

(カ) 動産が入居物件から持ち出された間に生じた盗難。ただし、動産が入居物件の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。

(2) 保険会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金をお支払いしません。

(ア) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。

(イ) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。

(ウ) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、

核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(エ) (ウ)以外の放射性放射または放射能汚染。

第4章 モバイル修理サポート

第24条 (モバイル修理サポートの概要)

会員が所有または使用するモバイル端末が故障（水濡れによる故障を含みます）または外装破損によって使用不能（モバイル端末を使用できない状態をいいます）となったことに伴い、利用者が費用を負担することによって被る損害に対して、別紙に定める「モバイル修理サポート」提供条件に従い、補償条件に合致する場合に下記保険会社が会員に保険金を支払うサービスをいいます。

引受保険会社：レスキュードメイツ保険株式会社（以下、「保険会社」といいます。）

保険契約者：当社

被保険者：会員

第25条 (モバイル修理サポートの利用手続き)

1. 会員が保険金の請求を行うときは、別紙に定める方法により、保険会社に申請するものとします。
2. 保険会社は、会員から保険金の請求の申請を受けたときは、保険会社所定の方法により契約対象物の補償事故等の事実を調査します。
3. 前項に定める保険会社が行う調査において、会員から各種情報の提供をしていただく可能性があります。また、当該調査に協力しなかった場合、補償の履行が遅延または不可と判断される場合があります。

第26条 (モバイル修理サポートの実施)

1. モバイル修理サポートにおける補償の実施方法については、保険会社所定の方法により行うこととし、保険会社から会員へ別紙に定める保険金を支払うことにより完了するものとします。
2. モバイル修理サポートの補償は、1年間に1回を限度とします。

第27条 (契約対象物)

契約対象物は、別紙に定めるモバイル端末に限ります。

第28条 (営業活動の禁止)

会員は、モバイル修理サポートを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることはできません。

第29条（必要書類等の準備）

会員は、自己の責任において、モバイル修理サポートを利用するためには必要な情報等を保持し管理するものとします。

第30条（モバイル修理サポート利用停止）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当するときには、モバイル修理サポートの利用を停止することがあります。
 - (1) 会員が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で故意に支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - (2) 会員が保険金の請求にあたり、詐欺行為（未遂を含む）があった場合
 - (3) モバイル修理サポートに関する虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (4) 営業活動の禁止の規定に違反する行為を行ったと当社が認めたとき。
 - (5) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (6) その他本規約に反する行為であって、モバイル修理サポートに関する当社の業務の遂行に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (7) その他当社に損害を与える行為を行ったとき。
2. 当社は、何ら催告なく、前項の規定によりモバイル修理サポートの利用停止をすることができるものとします。

第31条（モバイル修理サポートの免責事由）

1. 保険会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補償を行いません。
 - (1) 有効期間外に発生した事故。
 - (2) 会員外の契約対象物に発生した事故
 - (3) 会員が会員資格を有していないときに発生した事故。
 - (4) 契約対象物の紛失、盗難
 - (5) 地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
 - (6) 火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
 - (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
 - (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。
 - (9) 契約対象物が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。（契約対象物の通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品

は除く。)

- (1 0) 契約対象物を家族、知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。
 - (1 1) 購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。(初期不良を含む。)
 - (1 2) 契約対象物のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定される場合を含む)製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。
 - (1 3) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、契約対象物の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
 - (1 4) 契約対象物を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
 - (1 5) 詐欺、横領によって生じた損害。
 - (1 6) 自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
 - (1 7) 日本国外で発生した事故による損害。
 - (1 8) 契約対象物が故障または外装破損した場合において、被保険者が、契約対象物のメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。
 - (1 9) 契約対象物のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理可能」と判定したにもかかわらず、被保険者が携帯端末を修理しなかった場合。
 - (2 0) 契約対象物のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理不能」と判定したにもかかわらず、被保険者が別途同種の契約対象物を購入しなかった場合。
 - (2 1) 契約対象物がノートパソコンの場合、ソフトウェアに起因する故障、ウィルス駆除、データ復旧作業、対象機器以外の接続機器に起因する故障等。
 - (2 2) 修理の際メーカーの修理不能リストに載っている契約対象物、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。
2. 保険会社は、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。
- (1) 契約対象物のメーカー等による契約対象物の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、契約対象物の状態が悪化し、増加した修理費用。
 - (2) 契約対象物にかかった、修理費用以外の費用。(見積り取得に関する費用、送料、A p p 1 e エクスプレス交換サービス利用料など。)

【別紙】「モバイル修理サポート」提供条件

(契約対象物の範囲)

スマートフォン、携帯電話（ガラケー）、タブレット、ノートパソコン

事前登録は不要ですが、2回目以降の事故は1回目端末と同じものに限ります。

また、SIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

(保険会社の表示)

所在地：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル7階

商号：レスキュー損害保険株式会社

連絡先：mobile@rescue-sonpo.jp

(支払事由)

会員が所有または使用するモバイル端末が故障（水濡れによる故障を含みます）または外装破損によって使用不能（モバイル端末を使用できない状態をいいます）となったことに伴い、会員が費用を負担することによって損害が生じていること。ただし、自然故障は当該機種販売開始から36か月までの機器のみ対象です。

(お支払いする保険金の額)

年1回（事故日起算）を上限とし、修理可能時は被保険者が負担した修理費用（注）をお支払いします。修理可能時の上限金額は20,000円です。修理不能時は一律5,000円をお支払いします。

（注）モバイル端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

(本サービスの利用方法)

1. 本サービスにおける補償の実施においては、保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書、および審査の過程で必要となる以下の書類を提出していただきます。

提出必要書類
【一部故障・破損（修理可能）の場合】 (1) 事故状況説明書兼保険金請求書 (2) 修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの (3) 修理した際の領収書等、修理費用を負担したことを証明できるもの (4) その他指定保険会社が追加で求めた書類、写真等
【全損（修理不能）の場合】

- (1) 事故状況説明書兼保険金請求書
- (2) 修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等の契約対象物が全損したことが証明できるもの
- (3) 交換・新規購入した際の領収書等、契約対象物に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの
- (4) その他指定保険会社が追加で求めた書類、写真等

- * 修理可能とはモバイル端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合やモバイル端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。
- * 修理不能とは、モバイル端末の内部基盤が修復不能な状態のため、モバイル端末のメーカー等での修理が不可能（注）で、被保険者が別途同種のモバイル端末を購入した状態をいいます。

(注) モバイル端末のメーカーや修理業者等が端末の状態を確認した結果、修理が不可能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。

2. 前項に定める他、保険会社は本サービスにおける補償の実施にあたり、以下の事実確認を行います。

- (1) 補償事故に該当する事実の有無
- (2) 損害の額および補償事故との因果関係
- (3) 補償事故発生原因（会員の関与の有無、その他の事情）
- (4) 補償事故の発生後の会員その他関係者の対応方法

個人情報の取扱いについて

本書面は、今回会員に記入していただく個人情報の利用目的、取り扱い等についてご説明するものです。申込書・記入フォーム・お電話にてサービスの申込やお問い合わせください場合は、下記内容を必ずお読みいただき、ご同意のうえご記入・お申込み・お問合せください。

1. 個人情報の利用目的

会員等の個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することは致しません。

- (1) 当社事業活動における各種サービスをご提供するため
- (2) 会員等に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため
- (3) (1) に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めて会員等と接触をする必要が発生した際のため
- (4) 会員等から頂いたご相談・お問合わせ・ご意見・ご要望にお答えするため
ただし、次の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがございます。
 - ・法令に基づく場合
 - ・当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合

2. 個人データの共同利用

- (1) 当社とグループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。

(2) 個人データの項目

お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込時もしくはサービス提供中に、当社が会員等に関して取得するすべての個人情報。ただし、センシティブ情報を除きます。

(3) 共同利用するグループ会社等

レスキュー損害保険株式会社、ジャパン少額短期保険株式会社、
ジャパンワランティサポート株式会社、株式会社生活救急車

(4) 共同利用する目的

- ①当社事業活動における各種サービスを提供するため
- ②お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種情報及び販促品等をご提供するため。

③ 1. に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケートその他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため。

④ お客様から頂いたご相談・お問い合わせ・ご意見・ご要望にお応えするため。

(5) 個人データ管理責任者

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

名古屋市中区錦 1-10-20 アーバンネット伏見ビル5階

代表取締役 榊原 暢宏

(6) 取得方法

申込ウェブサイト等

3. 個人情報の委託

当社では、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提携先や業務委託先が他の企業に委託することができます。その場合は当社及び業務提携先や業務委託先は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員等の個人情報を委託します。

4. 匿名加工情報の取扱いについて

当社は特定の個人を識別できないように加工した情報であって当該個人情報を復元することができないようにした情報（匿名加工情報）について会員等のプライバシーを厳重に保護する観点から、情報の取扱いについてガイドラインを策定し、適正に取り扱います。

5. 個人情報の安全管理

当社が取得した個人情報及び特定個人情報ならびに外部からお預かりした個人情報及び特定個人情報は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

6. 個人情報の記入の任意性

個人情報のご記入は任意です。ただし、必須項目に記入頂けない場合には、サービスが提供できない場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

7. 当社運営ウェブサイトの個人情報の取扱いについて

当社は、当社運営のウェブサイトにおいて「端末情報」「ログ情報」「cookie 及び匿名 ID」「位置情報」を取得し、以下の目的のために利用致します。

(1) 本サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護及び改善のため

- (2) 本サービスに関するご案内、お問い合わせ等への対応のため
- (3) 本サービスに関する当社の規約、ポリシー等（以下「規約等」といいます。）に違反する行為に対する対応のため
- (4) 本サービスに関する規約等の変更などを通知するため
- (5) 個人を特定できない状態で統計資料として利用するため

8. 保有個人データ又は第三者提供記録に関する事項の周知
事業者名：ジャパンベストレスキューシステム株式会社
名古屋市中区錦1-10-20 アーバンネット伏見ビル 5F
代表取締役 榊原 暉宏

当社の個人情報管理責任者（「個人情報保護管理者個人」）
所属：管理本部長
連絡先（e-mail）：info@jbr.co.jp

9. 保有個人データの利用目的
- a 役員等を含む従業者の保有個人データ
 - 当社の人事労務管理のため
 - b 採用応募者に関する保有個人データ
 - 採用審査のため
 - c プライバシーマーク運用に伴い発生する保有個人データ
 - プライバシーマーク運用管理のため
 - d お客様等、外部のお取引先からお預かりする保有個人データ
 - お客様からのお預かり情報 サポート管理のため
 - e お取引先に関する保有個人データ
 - お取引に関する管理のため

10. 保有個人データの安全管理措置

当社規定に基づき、データを保護します。

11. お問い合わせ、訂正・利用停止

当社は、お客様からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお申し出に対して、当社窓口にて適切かつ迅速に対応いたします。

12. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応い

いたします。お問い合わせは下記窓口までお申し出ください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ】

【保有個人データ又は第三者提供記録に関する苦情及び請求(開示/訂正等)のお問い合わせ】

窓口：管理本部管理部総務課 苦情相談窓口担当

連絡先 (e-mail) : info@jbr.co.jp

以上

2023年12月1日 制定

【重 要 事 項 説 明 書】

修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）のご説明（保険契約概要）

レスキュー損害保険株式会社

- 「サービス利用規約（回線プラン型）」のご加入に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「保険契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 「サービス利用規約（回線プラン型）」の会員サービスは、ジャパンベストレスキューシステム株式会社を保険契約者とし、皆さまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とした保険契約となります。会員である期間中は、保険の補償を受けられますが、会員資格を喪失しますと、補償は受けられません。
- 本書面は保険契約の概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましてはレスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては同社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。なお、保険内容についてご不明な点につきましては、同社までお問合せください。
- お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）とは、偶然な事由^Aによって、被保険者が所有または使用する携帯端末が使用不能（携帯端末を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額 20,000 円を限度として保険金をお支払いする保険商品です。

2. 補償内容

（1）保険金をお支払いする場合

偶然な故障（水濡れによる故障を含みます）または外装破損によって携帯端末^Bが使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対

^A 故障（水濡れによる故障を含みます）、外装破損及び盗難・紛失が補償対象となります。

^B 被保険者のスマートフォン、携帯電話（ガラケー）、タブレット、ノートパソコンをいい、対象端末に挿入する SIM カード、メモリーカード、電池パック等および充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

して損害保険金を支払います。

(2) お支払いする保険金の額

保険金額を限度として以下の額を損害保険金として支払います。

① 携帯端末が修理可能な場合

修理費用^C=損害保険金

*修理可能とは携帯端末をメーカー等で修理した状態をいいます。

修理により同等品と交換した場合や携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

② 携帯端末が修理不能な場合

損害保険金は、5,000 円です。

別途購入した携帯端末の代金ではありません。

*修理不能とは、携帯端末の内部基盤が修復不能な状態のため、携帯端末のメーカー等での修理が不可能^Dで、被保険者が別途携帯端末を購入した状態をいいます。

★ (3) 保険金のお支払い回数

保険会社が保険金を支払った場合は、被保険者毎に保険金の支払回数を記録します。保険金のお支払い回数は年間1回までとし、支払回数は、事故日を基準として記録します。

★ (4) 保険金をお支払いできない主な場合

下記のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いたしません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。
- ② 被保険者と同居の親族の故意または携帯端末を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限る。
- ③ 不具合が補償期間外に発生した場合。
- ④ 地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
- ⑤ 火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
- ⑥ 公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。

^C 携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

^D 携帯端末のメーカー等が携帯端末の状態を確認した結果、修理が不可能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。

- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。
- ⑧ 携帯端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。(携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。)
- ⑨ 携帯端末を家族、知人、オークション、フリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。
- ⑩ 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。(初期不良を含む。)
- ⑪ 携帯端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定される場合を含む)製品を対象として回収または修理を行った場合における回収の原因または修理の対象となる事由。
- ⑫ すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、携帯端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ⑬ 携帯端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- ⑭ 詐欺、横領によって生じた損害。
- ⑮ 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害。
- ⑯ 日本国外で発生した事故による損害。
- ⑰ 携帯端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、携帯端末のメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。
- ⑱ 携帯端末のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理可能」と判定したにもかかわらず、被保険者が携帯端末を修理しなかった場合。
- ⑲ 携帯端末のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理不能」と判定したにもかかわらず、被保険者が別途携帯端末を購入しなかった場合。
- ⑳ 修理の際メーカーの修理不能リストに載っている携帯端末、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。

下記のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ① 携帯端末のメーカー等による携帯端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、携帯端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ② 携帯端末にかかった修理費用以外の費用による損害。(見積り取得に関する費用、送料、A p p l e エクスプレス交換サービス利用料など。)

3. 付帯する特約

携帯端末修理費用補償特約、保険料月払特約、包括契約に関する特約、パソコン修理費用補償特約が付帯されます。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「サービス利用規約（回線プラン型）」の規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

5. お引受条件

当保険は「サービス利用規約（回線プラン型）」自動付帯となります。保険証券は発行いたしておりません。

6. 解約および解約返戻金等の有無について

当保険は「サービス利用規約（回線プラン型）」自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。会員サービスを解約される場合はサービス規約に従って手続きしてください。保険契約の配当金、解約払戻金、満期返戻金はございません。

7. 保険料および保険料の払込みについて

保険料は保険契約者（ジャパンベストレスキューシステム株式会社）が保険会社へ支払います。

修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）のご説明（注意喚起情報）

- 「サービス利用規約（回線プラン型）」のご加入に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。実際のお支払いの可否など詳細につきましては、ジャパンベストレスキューシステム株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。また、ご不明な点につきましては、保険会社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。
- 当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

1. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「サービス利用規約（回線プラン型）」の規約で定めた利用開始日の 0 時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の 24 時に終わります。

2. 免責事由等

★（1）「修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）のご説明（契約概要）」の「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。被保険者が修理費用を負担した場合であっても「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」に該当すると保険金をお支払いできませんので、修理を行う前に「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

3. 損害保険会社破綻時の取扱い

★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

4. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

（1）専用ページにて、Web での保険金請求手続きを行っていただく、または保険金請求の手続き案内書、事故状況説明書兼保険金請求書をダウンロードしてください。

（2）被保険者が携帯端末のメーカー等へ携帯端末の修理依頼を行ってください。

★（3）保険金のご請求にあたっては、以下の書類または証拠をご提出いただく場合が

あります。

【修理可能であった場合】

- ① 保険会社所定の事状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実を証明できるもの
- ③ 有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

【修理不能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの
- ③ 機種変更・新規購入した際の領収書、対象端末に代わる端末を機種変更・新規購入したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

★（4）保険金請求については時効（3年）がありますのでご注意ください。

【ご利用に関する受付窓口】

保険サポートセンター

0120-666-761 10:00~19:00 年中無休

5. 補償重複について

★携帯端末を補償する他の保険契約や携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

6. クーリングオフについて

★保険契約のクーリングオフはできません。

7. レスキュー損害保険株式会社の個人情報のお取り扱い等について

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページ（<https://www.rescue-sonpo.jp/>）をご覧いただ

くか、下記お問合せ窓口までお問い合わせください。

【保険会社の相談・苦情・連絡窓口】

住所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

連絡先：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

8. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））

IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

以上

2023年11月1日制定

文書番号 RB05-005 2023.10

【重 要 事 項 説 明 書】

ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険のご説明（保険契約概要）

- ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「保険契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社を保険契約者とし、皆さまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とした保険契約となります。「ネット詐欺相談＆保険」の会員である期間中は、保険の補償を受けられますが、会員資格を喪失しますと、補償は受けられません。
- 本書面は保険契約の概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましてはレスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては同社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。なお、保険内容についてご不明な点につきましては、同社までお問合せください。
- お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険とは、

- ①日本国内の自宅内で盗難に遭った場合（以下「盗難保険」といいます。）
 - ②ネット詐欺・脅迫による被害に遭った場合（以下「ネット詐欺保険」といいます。）
- がセットになった保険です。

2. 補償内容

＜盗難保険＞

（1）保険の対象範囲

保険の対象範囲は、被保険者の自宅および自宅と同一の敷地内に所在する物置・車庫（施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。）に収容されている動産です。ただし、次に掲げるものは、動産に含まれません。

- ・自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）。
- ・有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの。
- ・義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
- ・動物および植物等の生物。
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。

- ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの。
- ・商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。

(2) 保険金をお支払いする場合

日本国内において、盗難によって動産に生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出を行い、受理された場合に限ります。

(3) お支払いする保険金の額

10万円を限度として損害の額を支払います。

<ネット詐欺保険>

(4) 保険金をお支払いする場合

ネット詐欺・脅迫による被害(注1)によって、被保険者に生じた財産的損害(注2)に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が被害を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出または警察相談を行い、被害届の受理番号または警察相談の管理番号が発行された場合に限ります。

(注1) 相手方が電磁的方法を用いて、故意に被保険者をだましたり、脅かしたりした結果、被保険者が自発的(注3)に動産(金銭を含みます)を相手方へ送り、動産が盗取または詐取され、被保険者の財産的損害が生じたことをいいます。

(注2) 金銭に換算できる損害をいいます。休業損害や逸失利益など間接的な損害は含まれません。また、決済事業者等または取引仲介事業者等による補償がある場合は、補償適用後の被保険者負担分となります。

(注3) 被保険者が自覚している場合のほか、決済事業者等または取引仲介事業者等が「被保険者による自発的な行為」と判断して補償をしないことにより、被保険者の財産的損害が生じた場合も含まれます。

(5) 損害額の決定

- ① 金銭の財産的損害の額は、日本円に換算した額とします。
- ② 金銭を除く動産の財産的損害の額は、取引の相手方から動産の対価として受け取る予定だった額とします。受け取る予定だった額が不明な場合は、動産の再調達価額によって定めます。

(6) お支払いする保険金の額

保険金額を限度として、次の算式によって算出した額を損害保険金としてお支払い

します。

被保険者の損害額－免責金額＝お支払いする損害保険金の額

具体的には下表の通りです。

被保険者の損害額	お支払いする損害保険金の額
円以上	円
円から 円	被害額から 円を引いた額
円以下	0円

＜盗難保険・ネット詐欺保険共通＞

★ (7) 保険金をお支払いできない主な場合

次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者の故意の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ② 動産の使用もしくは管理を委託された者、または被保険者と生計を共にする者の故意。
- ③ 動産の紛失または置き忘れ。
- ④ 動産が入居物件から持ち出された間に生じた盗難。ただし、動産が入居物件の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害。
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害。
- ⑧ 決済事業者等または取引仲介事業者等の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ⑨ 被保険者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が相手方となって行い、または加担したネット詐欺・脅迫による被害。
- ⑩ 被保険者と相手方が共謀したネット詐欺・脅迫による被害。
- ⑪ 保険期間の開始前または終了後に生じた、ネット詐欺・脅迫による被害。
- ⑫ 相手方が、電磁的方法を用いていない状況で生じた被保険者の被害。
- ⑬ 相手方が、故意に被保険者をだましたり、脅かしたりしていない状況で生じた被保険者の被害。
- ⑭ 保険契約者、被保険者、決済事業者等、取引仲介事業者等、またはこれらの者の使用人またはこれらの者から業務委託を受けた者からの情報の流出によって生じた被保険者の被害。
- ⑮ 被保険者の精神的被害や身体的被害、およびこれらを原因とした財産的損害。

- ⑯ フィッシング詐欺や不正アプリ被害等により、被保険者の情報（ID・パスワード等）が盗まれ、相手方が被保険者の金銭を不正に送金したこと、その他相手方の不正行為（クレジットカード情報の不正利用やスマホ決済の不正利用等を含む）による被保険者の被害。
- ⑰ 被保険者が、同一の相手方から複数回の財産的損害を被った場合は、2回目以降の財産的損害に対しては、保険金をお支払いしません。

3. 付帯する特約

ネット詐欺・脅迫による被害補償特約、包括契約に関する特約（II型）が付帯されます。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「ネット詐欺相談＆保険」会員サービスの規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

5. お引受条件

当保険は「ネット詐欺相談＆保険」会員サービス自動付帯となります。保険証券は発行いたしておりません。

6. 解約および解約返戻金等の有無について

当保険は「ネット詐欺相談＆保険」会員サービス自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。会員サービスを解約される場合はサービス規約に従って手続きしてください。保険契約の配当金、解約払戻金、満期返戻金はございません。

7. 保険料および保険料の払込みについて

保険料は保険契約者（ジャパンベストレスキューシステム株式会社）が保険会社へ支払います。

ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険のご説明（注意喚起情報）

- ご契約に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。実際のお支払いの可否など詳細につきましては、保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。また、ご不明な点につきましては、保険会社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。
- 当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

1. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「ネット詐欺相談＆保険」の会員サービスの規約で定めた利用開始日の 0 時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の 24 時に終わります。

2. 免責事由等

★(1)「ネット詐欺・脅迫による被害補償特約付き盗難保険のご説明（保険契約概要）」の「2. (7) 保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

3. 損害保険会社破綻時の取扱い

★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

4. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

(1) 所定のウェブサイトにて保険金請求手続きを行ってください。または保険金請求の手続き案内書、事故状況説明書兼保険金請求書をダウンロードしてください。

★(2) 保険金請求については時効（3年）がありますのでご注意ください。

【ご利用に関する受付窓口】

レスキュー損害保険株式会社

scam@rescue-sonpo.jp

5. 補償重複について

★家財を補償する他の保険契約に重複加入し、他の保険契約を利用した場合は、他の保険契約適用後の被保険者負担分が補償されます。

6. クーリングオフについて

★保険契約のクーリングオフはできません。

7. レスキュー損害保険株式会社の個人情報のお取り扱い等について

レスキュー損害保険株式会社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページ (<https://www.rescue-sonpo.jp/>) をご覧いただくか、下記お問合せ窓口までお問い合わせください。

【保険会社の相談・苦情・連絡窓口】

住所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル
連絡先：レスキュー損害保険株式会社 scam@rescue-sonpo.jp

8. 指定紛争解決機関について

お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））

IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

以上

承認番号：RB05-004 2023.10